

完全自家消費型の太陽光発電システムも補助対象に

CO2削減
電気代削減
災害への備え

太陽光発電システム・蓄電池の設置を支援

本市では、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの利用を促進するため、太陽光発電システムおよび定置用リチウムイオン蓄電池システムの設置費用の一部を補助します。

太陽光発電システム(住宅用)

▶対象要件

- ▷市内に住所を有し、市内の住宅や倉庫、車庫等の屋根に設置
- ▷発電した電気を自家消費し、余剰電力は電力会社に売電可(完全自家消費型含む)



- ▷補助対象経費 1kW当たり45万円以下(税別)
- ▶補助金額 太陽電池出力1kW当たり3万円(上限4kW)※市内産パネルは4万円

太陽光発電システム(事業者用)

▶対象要件

- ▷市内の事業所、店舗、営業所、倉庫等の屋根およびその敷地内に設置
- ▷発電した電気を自家消費し、余剰電力は電力会社に売電可(完全自家消費型含む)
- ▷補助対象経費 1kW当たり45万円以下(税別)
- ▶補助金額 太陽電池出力1kW当たり3万円(上限20kW)

定置用リチウムイオン蓄電池システム(住宅用)

▶対象要件

- ▷太陽光発電システムを設置済(同時・既設不問)
- ▷一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されているものであること
- ▶補助金額 蓄電池容量1kWh当たり3万円(上限6kWh)

【共通事項】

- ▶対象要件 ▷申込み時点で未着工▷登録事業者(市ホームページに掲載)と施工契約を締結▷設置工事の着手が交付決定通知の日以降▷2025年3月31日までに実績報告書の提出を完了
- ▶申込方法 市ホームページに掲載の申請書を提出

販売・設置工事事業者の登録受付中

販売・設置工事を行う事業者の登録を、随時受け付けています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。なお、登録事業者は市ホームページで紹介しています。



《申込み・問合せ》

市ホームページ

コウノトリ共生課脱炭素推進室 ☎21-9136

自給農作物を栽培している60歳以上の方へ

鳥獣害防護柵の設置費用を補助します

申請受付開始 3月11日(月) ※先着順



- 自給農作物を栽培している本市在住の60歳以上の方が、(2024年4月1日現在)が鳥獣害防護柵を設置する場合の費用を補助します。事前に資材を購入した場合は申込み不可となりますので、資材購入前に申し込んでください。
- ▼補助の要件 次の要件を満たすもの(1世帯1回限り)
 - ▽自給農作物を栽培するため市内に所有する畑に新規設置するもの
 - ▽本事業以外に補助金の交付を受けていないもの
- ▼補助額 資材費の2分の1以内(設置に使用する道具は対象外)
- ▼補助上限額
 - ▽金網柵7万5千円▽電気柵3万5千円▽複合柵(金網柵と他の防護柵を組み合わせたもの)5万5千円
- ▼申込方法 「資材の見積書」「身分証明書」「設置箇所の地図」を農林水産課または各振興局地域振興課に提出
- 《申込み・問合せ》 農林水産課 ☎23-11127 または各振興局地域振興課

【参加者募集】楽しみながら健康づくりを行えるプログラム

「ネオカルTOYOOKA」に8つの体験を追加

豊岡市、芸術文化観光専門職大学 高橋伸佳研究室、豊岡観光イノベーションが合同運営

豊岡が持つ自然、温泉、歴史、伝統、食、文化といったコンテンツに「健康機能」を加えた体験プログラム「ネオカルTOYOOKA」に、8つのプログラムを新たに追加しました。豊岡らしさを感じられ、健康増進につながるプログラムです。ネオカルTOYOOKA公式ホームページなどで販売を予定しています。市民の皆さん、楽しく健康になってみませんか。



ネオカル
NEO CULTURE
TOYOOKA



公式ブランドサイト

《問合せ》観光政策課(運営事務局) ☎21-9016

追加プログラム名	概要	実施主体
農家に変身！ にっこり収穫&農業体験	出石での収穫と農業体験 (主に個人向け)	ベジュー デ プラス Veggie de +
いざ農場へ！ 心も体もおなかも満たされる にっこり農業体験！	出石での収穫と農業体験(団体向け)	
1泊2食天然きのご観察(あれば収穫)ツアー	神鍋高原でのキノコ観察と宿泊	
ジオガイドと行く 豊岡最高峰(蘇武岳)へバギーで行くツアー	神鍋高原から蘇武山頂へのバギーツアー (昼食あり)	ペンシオーネ キタムラ
神鍋の高原野菜の収穫体験&食すツアー	神鍋高原での野菜収穫と昼食	
神鍋の匂を観て・歩き・季節を食すツアー	神鍋高原でのトレッキングと昼食	
円山川リバーサイドサイクリングと 出石そば打ち体験	城崎～出石～城崎のサイクリング (出石でのそば打ち体験・実食を含む)	城崎 サイクリング
天然記念物をめぐるサイクリング ～大自然の芸術玄武洞と奇跡の鳥コウノトリ～	城崎～玄武洞～戸島湿地～城崎のサイ クリング	

消費生活相談員の知恵袋 48



ネット通販で商品を購入した消費者が、販売業者に「スマホの決済アプリを使って返金する」と言われ、誘導されるままスマホで返金手続きをするうちに、いつの間にか送金してしまった、というトラブルが起きています。

◆事例

ネット通販で7千円のアクセサリーを注文し、銀行振込みで代金を支払った。商品が届かないのでメールで問い合わせると「在庫が欠品しているため注文をキャンセルします。払い戻しは〇〇ペイで行います」と返信があった。無料通話アプリで友達登録をするよう求められ、その後送られたメッセージ内のリンクをタップすると〇〇ペイの画面が開いた。指示されるが、何度か数字を入力した結果、相手に数万円送金してしまったことがわかった。(40代 女性)

◆アドバイス

代金を銀行振込みで支払っているにもかかわらず、返金は「〇〇ペイ」などのスマホ決済アプリで行うのは極めて不自然です。

リンクをタップすると決済アプリが開き、言われるままに操作してしまうと、返金してもらおうはずがいつの間にか「送金」することになります。送金したお金を取り戻すことは困難です。「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、相手の指示に従わず消費生活センターや警察に相談してください。

《豊岡市消費生活センター》

- ▽相談受付 月々金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後4時
- ▽相談場所 生活環境課内
- ▽電話相談 ☎21-90001
- ▽ホームページに過去の知恵袋を掲載しています。